

柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第23号

柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例

(柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 柴田町立幼稚園の設置に関する条例（昭和50年柴田町条例第17号）
- (2) 柴田町立幼稚園授業料徴収条例（昭和50年柴田町条例第18号）

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年柴田町条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第1条関係） 校医 1 報酬 次の区分により算定した金額の合算額とする。 ア (略) イ 児童・生徒割額 年額 1人につき (略) ウ (略)	別表第3（第1条関係） 校医 1 報酬 次の区分により算定した金額の合算額とする。 ア (略) イ <u>園児</u> ・児童・生徒割額 年額 1人につき (略) ウ (略)

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年柴田町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員及び非常勤の調査員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。

(1) (略)

(2) 柴田町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年柴田町条例第3号）の適用を受ける者

(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 (略)

2 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かって、その子は、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3～4 (略)

(遺族補償一時金)

第14条 (略)

2～3 (略)

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同条第2号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(葬祭補償)

第15条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員及び非常勤の調査員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

(1) (略)

(2) 柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年柴田町条例第3号）の適用を受ける者

(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 (略)

2 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向って、その子は、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

3～4 (略)

(遺族補償一時金)

第14条 (略)

2～3 (略)

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同条第2号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(葬祭補償)

第15条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行なう者

対して葬祭補償として通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(審査)

第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について、不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として200円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 (略)

に対して葬祭補償として通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(審査)

第18条 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について、不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申し立てがあったときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として200円をこえない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 (略)

(柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第4条 柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
柴田町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づ	柴田町立学校 <u>及び柴田町立幼稚園</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づ

き、柴田町立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

き、柴田町立学校**及び柴田町立幼稚園**の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の柴田町立幼稚園授業料徴収条例第2条の規定により徴収すべき授業料については、なお従前の例による。
（柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 施行日前に第4条の規定による改正前の柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により支給すべき事由が生じた公務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。